

尼崎市動物愛護基金条例について

Amagasaki City Animal Welfare Fund Act

尼崎市健康福祉局保健部生活衛生課 動物愛護担当係長／獣医師・田原 正規

Masanori TAHARA,

Veterinarian / Chief Clerk for Animal Care, Health Preservation Division, Amagasaki City



○田原正規

よろしくお願ひいたします。尼崎市の保健所に勤務しております田原と申します。今回、私のほうから動物愛護基金条例について説明をさせていただきます。

まず、初めに、これは抄録の内容とそのままダブってまいります。昨今の財政難の中、事業予算の確保は年々厳しいものとなっております。このような状況下におきまして、尼崎市では「人と動物が共に幸せに暮らせる社会」の実現に協力したいという市民等の思いを、行政施策に反映することができるよう、平成24年4月から動物の愛護及び管理に用途を限定した寄附金の受付を開始いたしました。そして同年11月に、それらの皆様からいただいた寄附金を積立、管理するための「動物愛護基金」を設置いたしました。また、昨今いわゆる「ふるさと納税」が全国的に注目を集めておりますが、本市では、その「動物愛護基金」の設置に合わせまして、当該基金を本市における「ふるさと納税」における寄附金のメニューにも追加をいたしました。【スライド1-3】

現在、それ以降ですけれども、その皆様からいただきました寄附金は、まず、主に野良猫の不妊手術費用の助成拡充の取り組み、それから犬及び猫の適正飼養にかかる普及啓発の取り組み、それから犬及び猫のいわゆる殺処分ゼロを目指すための取り組みに活用しております。ただ、今後、税制上の措置などが見直されることにより、この寄附行為が我々にとってより身近なものとなったときに、むしろなることを願っておりますが、より多くの方々に寄附をしていただけるような魅力ある取り組みが求められることになるかと思われまます。

これまで自治体は、税収を主な財源とした行政運営に取り組んできましたが、特定目的のために寄附を募り、それらを財源とした施策を推進するという新たな取り組みの、いわゆる経緯、どのような形になったのか、それから現状、そして今後の課題等について発表を行いたいと思います。

ちょっと長々しい文章ですけれども、わかりやすく言

いますと、民間とかでは、いわゆるファンドとかそういった形でお金を集めて事業を行うのは別に珍しいこともないかと思ひます。しかし行政というところでは、基本的に税金を皆様からいただきまして、そういったものの中で分配いたしましてその中で使っていくと。しかし現実的に、やはり昨今、非常に財政がどこも厳しいかと思ひます。尼崎市も例外ではございません。

その中で、やはりなかなか動物のほうの部門になってくるとその予算も限られたものになってくると。そこで何か知恵はないのかと。やはり何かしていく中では、確かに今、協働という言葉のもと、皆さんにボランティアをお願いするという部分もありますけれども、何でもただでお願いしますというのも何なのか、そういう部分もありまして、その中でじゃあ自分たちで何か財源をつくることのできないのかという1つの取り組みでこういったことをこの数年かけて行いました。

【スライド4】

本日はこれらの流れ、どういった形で進んでいったのか、そういう部分を説明させていただきます。重複いたしますが、本日の内容といたしましては、その動物愛護基金条例ができるまでの経緯、基金への寄附金の受け入れ状況、今、どんな状況なのか。それからまた基金を活用してどのようなことを行っていったのか。そして基金の今後の課題、まだ2年、3年しかたっておりませんけれど、やはりいろんな問題とか今後の課題、展望等はございます。そういったことについてお話をしたいと思います。【スライド5】

多くの方は御存じだと思われまます、尼崎市がどこかといひますと、ちょっとこれわかりづらいかもかもしれませんが、ちなみに、今、我々がいる神戸市がこの地図で言うたらこの辺ですかね。いわゆる大阪市のすぐ西の隣と思ひいただければ結構です。人口が45万人、それから面積が約50平方キロメートル。……7キロ四方の非常にコンパクトな町です。特に山があるわけでもなく、ほぼ全部が平地と。昔ながらのいい意味で人情味があふれる町です。そういう町であること

を想像していただければと思います。【スライド6】 まず、条例制定の経緯ですが、多分、この部分が時間的にあれですけれども、まず、4つのパーツからできております。【スライド6】

まず1つ目、ちょっと長いんですが、尼崎市における動物愛護管理行政のあり方検討会議。いわゆる内部の、今後の尼崎の動物行政をどうしたいかという部分の、いわゆる検討するための第三者会議を開きました。そこからのまず提言をいただきました。そしてその提言を具現化していくために必要な協議会、尼崎市動物愛護管理推進協議会、省略しまして協議会と言いますが、協議会の中でそういった事柄についての具体的なことを練りました。それらの協議会での議論を踏まえて、まず市として、まずは寄附金を受け付けることから始めました。そしてその寄附金を受け付けた後、そういったものを実際、運用と管理していくために基金をつくっていく。つまり、条例はあくまでもいわゆる法律みたいなものですので、いわゆる基金というものをつくるためには、やはり条例化が必要ですので、そのための条例が制定されて施行されていったと御理解いただければと思います。【スライド7】

ちょっと時系列に、くどいようですが。ほぼこの3年間にかなり突貫工事的な形にはなっておりましたが、22年8月から23年3月、この間、実質数カ月ですけども、この間に尼崎市において、今後、尼崎の動物行政がどうしていくのか、どうあるべきかという、そういったべき論について第三者的な委員会をつくりまして御議論をいただきました。そして、ちなみに3月に提言をいただいたという形になっております。その提言等の内容を、提言はいただいた後、何もせんかったら単なる絵に描いた餅ですので、そういったものを具現化するためにどうしていったらいいのかということに対する協議会を設置し、そこでの議論等を踏まえ、できること等を行っていくということになりました。そしてその議論の中で、最終的に、市としてまず寄



附金の受付を始めようということが24年4月に決まりました、そこから始まりました。その後いろいろありまして、その後、条例化ということに急遽3カ月後ですけれどもなりまして、7月に条例ができ、そしてその4カ月後に施行という形に至っております。【スライド8】

まず最初、提言の部分ですね。これは22年8月、23年3月からです。このあり方検討会議の概要でございますけれども、先ほども申しましたように尼崎市において、実はその前の年ですけども、余りいろいろよろしくないことがございまして、いろいろ世間的に皆様に御迷惑をおかけする事態がありました。御記憶されておる方はおられるかと思いますが。そういった事柄を踏まえて、今後、尼崎市としてあるべき姿の提言を求めるための会議を開きました。22年8月から翌年3月まで計4回、8名の委員の方々をお願いいたしました。メンバーのほうはざっとこちらですけれども、これの座長といたしましては、本セッション等のアドバイザーでもあります植村先生をお願いいたしまして、そのほか兵庫県の代表の方であったりとか、市内の獣医師会、それから尼崎市内で具体的な動物愛護の活動を行っている団体、ホームレス猫不妊運動ネットワークの方であったりとか、推進協議会の方、そのほかやはり市民目線というものも必要ですので公募市民の方にも参加いただきまして、皆様いろいろと議論をお願いいたしました。【スライド9-11】

その中で、詳しい内容は割愛いたしますけれども、提言ということですので、まずそのときの尼崎の実情を分析しまして、そして今後、尼崎は何をしていくんやということの大きなこの5つの柱、ここでは5つの課題と書いておりますけれども、そういった5つの柱を挙げて、そしてそれに対する施策の方向性を皆さんにまとめていただきました。細かい事例、ここについては説明はかなり割愛いたしますけれども、見方といたしまして、いわゆるまず現状分析を行います。そしてその上で施策の方向性として、5つの課題を挙げました。そして、それらを解決するための具体的にどういったことをしていけばいいのか、あくまでもこういった提言ですので、内容的には非常に抽象的な表現にはなっておりますが、そういったことが一つ一つ具現化されることによって、最終的に市として目指す「人と動物が共に幸せに暮らせる社会」の実現を目指そうといった構成になっております。

先ほどの、今、5つの課題といいますが、柱なんです、1つ目、いわゆる愛護及び管理にかかる普及啓発ですね。いわゆる適正な飼養、平たい言葉で言えば

迷惑をかけないとかそういったことになってくるのかと思います。それから2番目としまして、殺処分ゼロを目指しましょうという形です。これは犬、猫も両方です。それから3つ目、これはもちろん行政側の問題かもしれませんが、いわゆる取扱業者の規制の部分ですね。それから4番目、猫の問題。特にここで言わんとするところは野良猫と、特に尼崎はかなり野良猫の問題が、都市部ということもありまして、そういったことについてが課題の4。そして最後の課題のここですけれども、いわゆる協働の取り組み。やはりいろんな事業を展開していく中では、行政だけでは特に尼崎ではそういったスタッフは数名しかおりません。その中でやはりいろんな方々との協力が必要になってくるので、やはりこの5は、ある意味全般にかかってくるような内容でもあります。【スライド12-13】

その5の中を少し広げてみますと、見ていただきたいものはその下の部分の施策の方向性だけでいいかと思えますけれども。(1)から(5)ですね。やはり地域との連携を模索しましょうよと。それから活動のボランティアとの連携について。既にいろんな方々がいろいろしていただいています。そういった方々との連携について。それから3番目としまして協議会の設置ですね。この当時は、まだ法律に基づく協議会というものすらまだ存在していない状態でありました。この4番目の中で新たな財源の確保が項目として挙げられました。

そして、この新たな財源の確保というところの部分、さらにピックアップいたしますと、このような形で書いてあるんですね。現状と課題、新たな財源の確保ということで、今後、さまざまな課題を対処していくためにはやはり正直お金も必要になります。人だけじゃありません。しかしながら、ほかにもそうですが、尼崎も非常に財源は逼迫していると。そこで新たな財源の確保とその用途について検討を行う必要があるのではないか。そしてその方向性ということで、寄附金の



活用を含めた新たな財源の確保に努めましょう。また財源の用途については、野良猫の不妊・去勢手術費用の助成など有効な活用策を検討することと。こういった形で、あり方会議のほうから提言をいただきました。

ここでも、やはり野良猫という部分の不妊手術が具体例として挙げていますが、やはりこのときも尼崎では、むしろ犬よりも猫、野良猫という問題が非常に重要な問題でありまして、それに対する対応をかなり意識したものになっていたのではないかと思います。

【スライド14-16】

そして先ほど言いましたように、そういった提言を踏まえまして、その提言をやはり具体化していくための新たな会議体、いわゆる協議会ですね。動物愛護法にのっとります協議会を、実はそれまで恥ずかしながら尼崎市にはありませんでしたので、そういうのをつくり上げて、そこで議論をさらに加速していくということになりました。

こちらの協議会ですけれども、その後、事務的な準備を進めて、23年6月から始めました。会議としましては年に4回程度、それから構成としては10名の委員に参加していただきました。メンバーとしましては、先ほどの植村先生を初め、市内の獣医師会や野良猫の不妊運動の活動をしておられる団体等、市内の民間団体。それ以外にやはり地域の問題がかかわってくるということもありますので、2番目になりますが、社会福祉法人の社会福祉協議会、いわゆる地域の団体といえますか、そういった方々にも入っていただきました。そのほか、公募の市民の方々も人数等も拡充いたしまして、この10名で、いただいた提言を具体的にしていくには何をしたらええんやという事柄をみんなで議論しつつ、できることから行ったということをしました。【スライド17-19】

その中で、実はいろんなことをもちろん検討していったんですけども、その中の1つとしまして、先のあり方会議の中で新たな財源の確保という部分がありましたので、その部分について、議論というものを、皆さんにちょっと優先的にしていただきました。その中の基本的な考え方としまして、提言を具現化するためにはいろんなお金が必要となります。ただ、それらの全ては税金で補うのは難しいと。その一方で、やはり愛護に用途が限定するならば寄附を行いたいという声もありますので、そして、協働の理念を踏まえ、市民の思いを直接施策に反映できるような仕組みを行うべきであるといった御意見。そしてまた用途とかにつきましては、いわゆる法令的に絶対せないかと、そ

ういった事柄に充てるのではなくて、現時点においては税金等を充てることにおいて、いわゆる社会的、尼崎市民としてと思ってもらいたいと思いますけども、市として合意を得ることは難しいけれども、さらなる動物愛護管理の推進に必要な事業に充ててべきではないのか、またそういった事柄について幾つか事業も提示すべきではないのか、そういった御意見等々をいただきました。【スライド 20-22】

最後、受け入れの方法について、基金という設置の方法もありますけども、原資に対する明確な根拠がないので、まずは基金というものはちょっと置いておいて、まずは寄附金を募るところから始めて、結果的に集まるようなら基金を設置したらどうやねんと、あとは細かい話ですが税控除もちゃんとできるようにしておいたらどうやねんとといったお話等々をいただきました。そういった議論を、協議の意見をいただきまして、市として24年4月からすぐに寄附金の受付を開始することを決め、実施いたしました。【スライド 23-24】

次に受け入れ状況ですが、24年4月から6月ですけども、この3カ月で約537万円ほどの寄附金をいただきました。正直なところ、100万円ぐらい集まったらいいかなと正直なところ思っていました。ところが集まると。実は、我々もある意味困った問題がありまして、それはいわゆる単年度会計の仕組みなんです、行政は。するとその年に入ったものは、その年に使うてしまわなアカンということもあって、500万円も、それは何でもいいんやったら使うことは可能なんですけども、そういうわけにもいきません。そのような中ですが、いわゆる基金条例ができます。いただいた寄附金を、いわゆる基金というものをつくれれば、その中にプールといいますか、それは特定の口座みたいなものに、財布になりますので、その中でずっと繰り越すことが可能なんです、年度をまたいで。そういったことで、基金ができることになります。【スライド 25】

実はこの基金ですが、先ほども言いましたように、基金をつくるには市議会のいわゆる条例化が必要です。多くの条例とかは、実際、市長提案、知事提案という形でなされるのが、割かし日本の社会では多いですけども、今回、いわゆる議員提案、議員みずから、以前から尼崎市ではこういった動物愛護に対する、特に基金問題という形で積極的に進めておられる議員の先生方等がおられましたので、そういった中で議員提案という形で、このタイミングで出てまいりました。そして、もちろん成立いたしました。そして11月に施行いたしまして、結果的にそれらのいただいた寄附金等は、全

てこの基金の中で管理していくという形になりました。

【スライド 26-27】

条例の抜粋ですが時間の関係上、割愛いたします。そして具体的な今後の用途についてですけれども、尼崎市としては3つのことです、大きく柱としまして。1つは、いわゆる野良猫の不妊・去勢手術費用の助成金の拡充。それからいわゆる適正飼養にかかる啓発。それから殺処分ゼロを目指すための取り組みと。この大きな3つの柱のもとに使うということです。もちろん1番のプライオリティーの1位は野良猫の不妊手術の助成になります。【スライド 28-30】

これは検討に当たっての指標ですが、一番上の欄が犬の処分数ですね。猫の処分数、犬の苦情数、猫の苦情数ですが、いろいろ皆様のボランティア等のおかげもありまして、犬の処分数は、限りなくゼロに減っていております。しかしながら、やはり猫につきましては、特に野良猫が春に産むこともあって、市ではいわゆるTNRの運動を推進しております、この数年でガツと減ってはきてますけれども、やはり犬に比べたらまだまだオーダーが高いと。しかしながら苦情相談の部分についてはなかなか思うようには減ってこないということで、不妊手術、それから適正飼養の推進という部分に力を入れていこうという話になりました。

【スライド 31-32】

重複しますが、市としては、まず不妊手術費用の助成拡充ですね。市としては、もともと年間100万円予算を組んでましたけども、これではまだまだ不十分、むしろいろんな活動をしてくださる民間団体等のある意味持ち出し的な部分もありますので、そういった部分を少しでも補っていきたい部分もあります。このスライドは、いわゆるTNRをした、耳カットですね。

【スライド 33】

それから基金の活動としまして、基金のPRですね。基金をこれから集めていくために、皆さんにPRをしていかなあきませんので、そういった形でこういった



基金のパンフレット、こういった3つ折りのものを作成。それとか、これがティッシュとかですね。ティッシュは意外にもらっていただけますので、こういった基金のPRのティッシュペーパーなんかも作成したり。これが適正飼養のパンフレットですね。これも協議会の皆様に協力いただきまして、適正飼養、いわゆるモラル、そういったものの向上のために、こういった犬バージョン、猫バージョンをそれぞれ、この基金を活用して作成いたしております。ちょっと目新しいところというと、トリミングですね、いわゆる散髪ですか、わかりやすく言いますと。写真が一番わかりやすいですけども、時々こういった毛がこないったわんちゃんが入ってくるんですね。今までは職員が、とら刈りやとたんですけども、これではちょっと味気ないと。そこでトリマーさんにやってもらうんだけど、やっぱりただというのはあれだということで、2,000円という費用、ちょっと安いですけども、そういったものに協力してもらえ事業者を募集しまして、こういった形ですっきりすると。ちゃんとこの子は譲渡されましたので、めでたしめでたしですが。こういった取り組みなんかも使わせていただいております。【スライド34-41】

今後の課題、これが最後になりますけども、こういった仕組みを維持するには、やはり継続的な、一定の金額の寄附が集まるのが前提となります。しかしそのために、皆様に訴えかけるような魅力ある取り組み、当然なんですけども、ただ、そもそも日本ではまだまだ諸外国と比べて、寄附という文化自体が余り浸透していないという実情も、それは否定できないと思います。実際、市のほうでは、月並みですが市報とかホームページとか各種媒体、パンフやティッシュやいろんな各種封筒なんかの余白とか、いろんな地域の回覧文、口伝え、最近ではブログなんかもございます。皆さんいろいろお願いしておるんですけども、なかなか現実的には厳しいものがあります。これは市の、今見れば、何か味もそっけもないホームページで、これは改良せなあかんなど改めて思うんですけども。これもふるさと納税のホームページ、本当に味もそっけもないですね。これはもともとは、例えばこれ茶色の単なる封筒やったんですね。これ狂犬病の予防のときに皆さんに渡しておった、鑑札とか渡すときの。よく考えてみたらこれ真っ白だったので、せめてこれ普通のプリンターで印刷すれば、PRできるやろうという形で、できることから始めた例ですけども、なかなか難しいところが正直あります。

【スライド42-47】

受け入れの状況としまして、初年度は御祝儀相場的

やったんかもしれませんけども、25年度も頑張っただけなりの200万円弱集まりました。ところが3年目、なかなか、あくまでも6月のデータですけども、なかなか苦戦している状況にあります。やはり我々としては、150万円ぐらい集まっていきたいというのが本音のところ、もちろん多ければ多いに越したことはないんですけどもね。あるいはそれぐらい。そのためにはさまざまな努力が今後必要ではないのかなと思います。【スライド48-49】

最後、これがまとめになりますが、社会環境の変化や市民ニーズの多様化などによって、事業予算の確保は年々厳しいものとなっております。尼崎市では、人と動物の共生社会の実現を図るために、この動物の愛護及び管理という特定の目的のための寄附を募り、それを財源とした施策を推進するという前例のない取り組みを始めました。この取り組み、これから軌道に乗せていかなければならないんですけども、やはり多くの方々が継続的に寄附をしてくださるよう、魅力のある取り組みの推進と、効果的な広報など、多くの課題がありますが、協働の仕組みも活用しながら、いわゆる新たなビジネスモデルとして確立できるよう邁進していきたいと考えております。【スライド50-51】

最後、謝辞になりますが、この尼崎市におけるこの4年間に及ぶ壮大といいますか、この前例のない取り組みに御協力にたくさんの方に協力していただきました。非常に小さな字になってしましまして申しわけないんですが、こちらの全ての方々に、この場を借りてお礼を申し上げたいと思います。

そして最後、皆さん、パソコンで動物愛護基金とこう打って、カチッと検索してもろうたらいいですね。するとそのホームページにいきます。いつでも寄附の受付をしておりますので、皆さんの御協力をお願いしたいと思います。【スライド52-54】

長時間になりましたが、御清聴ありがとうございました。

○富永佳与子

田原先生、ありがとうございました。やはり500万円という金額を聞いて、皆さんおおっという声が上がっておいりましたけれども、本当にお金集め大変だと思います。身にしみて思っております。

それでは、質疑につきましては、広範な話題をやりますので、皆さんの御発表を一連終わらせていただいて、後ほどパネルの形で質疑取りまとめとさせていただきますので、よろしくお願いたします。

尼崎市動物愛護基金 条例について

平成26年7月20日(日)

尼崎市健康福祉局保健部生活衛生課
衛生指導担当係長 田原 正規

【スライド1】

本日の内容

- ・ 尼崎市動物愛護基金条例が制定されるまでの経緯
- ・ 動物愛護基金への寄付金の受入状況
- ・ 動物愛護基金を活用した新たな取り組み
- ・ 動物愛護基金の今後の課題

【スライド5】

はじめに

昨今の財政難の中、事業予算の確保は年々厳しいものとなっています。

このような状況下において、尼崎市では「人と動物が共に幸せに暮らせる社会」の実現に協力したいという市民等の想いを施策に反映することができるよう、平成24年4月から動物の愛護及び管理に用途を限定した寄付金の受付を開始し、

【スライド2】

尼崎市の位置



人口約45万人 / 面積約50平方キロメートル

【スライド6】

同年11月に寄付金を積立及び管理するため「動物愛護基金」を設置しました。

また、「ふるさと納税」が全国的に注目を集めています。本市では「動物愛護基金」の設置に併せて当該基金を「ふるさと納税」における寄付金のメニューにも追加しました。

現在、頂いた寄付金は、野良猫不妊手術費用助成拡充の取り組み、犬及び猫の適正飼養に係る普及啓発の取り組み、犬及び猫の殺処分数ゼロを目指すための取り組みに活用していますが、

【スライド3】

条例制定の経緯

- ・ 尼崎市における動物愛護管理行政のあり方検討会議からの提言
- ・ 「尼崎市動物愛護管理推進協議会」での議論
- ・ 動物の愛護及び管理に用途を限定した「寄付金」の受付を開始
- ・ 「動物愛護基金条例」の制定、施行

【スライド7】

今後、税制上の措置などが見直されることにより寄付行為が私たちにとってより身近なものになった時に、より多くの方に寄付をしていただけるような魅力のある取り組みが求められることとなります。

これまで自治体は、税収を主な財源とした行政運営に取り組んできましたが、特定目的のための寄付を募り、それらを財源とした施策を推進するという新たな取り組みの経緯、現状、そして今後の課題等について発表を行いたいと思います。

【スライド4】

(H22. 8～H23. 3)

「尼崎市における動物愛護管理行政のあり方検討会議」での議論(提言は3月)

(H23. 9～ H23. 11)

「尼崎市動物愛護管理推進協議会」での議論(H24. 4)

動物の愛護及び管理に関する施策に用途を限定した「寄付金」の受付を開始

(H24. 7)

「動物愛護基金条例」の公布(施行は11月)

【スライド8】

尼崎市における 動物愛護管理行政の あり方検討会議からの提言 (H22. 8～H23. 3)

【スライド 9】



【スライド 13】

「あり方検討会議」の概要

- 目的 尼崎市における今後の動物愛護管理行政のあるべき姿について提言を求めるため
- 期間 H22. 8～H23. 3
- 会議 4回
- 構成 8名の委員

【スライド 10】

5つの課題

- 課題1: 動物の愛護及び管理に係る普及啓発について
- 課題2: 殺処分ゼロを目指して
- 課題3: 動物取扱業への規制等について
- 課題4: ねこの問題について
- 課題5: 協働の取り組みについて

【スライド 14】

「あり方検討会議」の委員

大阪府立大学名誉教授 (※座長)	植村 興
兵庫県動物愛護センター所長	沼田 一三
ホームレス猫不妊運動ネットワーク代表	大参 修一
尼崎小動物愛護推進協会会長	瀬戸口 敬幸
尼崎市開業獣医師会会長	吉川 博敏
公募市民	阿鹿 麻見子
公募市民	竹本 眞智子
公募市民	寺岡 由江

【スライド 11】

協働の取り組みについて(概要)

《現状と課題》

- (1) 市民との協働の取り組みについて
- (2) 協働の取り組みの支援について
- (3) 新たな財源の確保について

《施策の方向性》

- (1) 地域との連携について
- (2) 活動ボランティアとの連携について
- (3) 協議体の設置について
- (4) 新たな財源の確保について
- (5) 人材の確保について

【スライド 15】

提言の概要

本市動物愛護管理行政の現状を分析したうえで、今後、重点的に取り組むべき「5つの課題」について、基本的な考えを示すとともに、それらを解決するための施策の方向性を取りまとめたもの。

【スライド 12】

協働の取り組み(抜粋)

《現状と課題》

- (3) 新たな財源の確保について

今後、上記のような課題に対応していくためには、人だけでなく、お金も必要となります。しかしながら、市の財政は非常に逼迫しており、それらをすべてまかなうことは難しい状況にあることから、新たな財源の確保とその用途について検討を行う必要があります。

《施策の方向性》

- (4) 新たな財源の確保について

寄付金の活用を含めた新たな財源の確保に努めること。
また、その財源の用途については、野良ねこの不妊・去勢手術費用の助成など有効な活用策を検討すること。

【スライド 16】

尼崎市動物愛護管理推進 協議会での議論 (H23. 9～)

【スライド 17】

「協議会」での議論内容②

(寄付金の使途について)

- 寄付金の使途については、法令に基づき行政が必ず行わなければならないことに充てるべきではない。
- むしろ、税金を使うことに社会的な合意を得ることは難しいが、動物愛護管理施策の更なる推進に市民として協力したいと思えるような事業に用いるべきである。
- また、それらの事業をいくつか事前に提示すべきである。

【スライド 21】

「協議会」の概要

- 目的 提言を具現化するための具体的な施策を検討及び推進するため
- 期間 H23. 6～
- 会議 年4回
- 構成 10名の委員

【スライド 18】

「協議会」での議論内容③

(寄付金の受入方法について)

- 寄付金の受入方法として、基金を設置する方法もあるが、原資に対する明確な目処がない状況において基金を設置することは現実的ではない。
- まずは、寄付金を募ることから始め、結果的に相当の寄付金が集まるようなら基金の設置を検討すべきである。
- また、税金の控除についても必ず行えるようにすべきである。

【スライド 22】

「協議会」の委員

大阪府立大学名誉教授	植村 興
社会福祉法人尼崎市社会福祉協議会副理事長	藤原 軍次
ホームレス猫不妊運動ネットワーク代表 <small>(※代表)</small>	大参 修一
尼崎小動物愛護推進協議会	福井 祐子
尼崎市開業獣医師会代表者	吉川 博敏
公募市民	阿鹿 麻智子
公募市民	竹本 真智子
公募市民	桑畑 和子
公募市民	三田 一三
尼崎市保健所長	郷司 純子

【スライド 19】

寄付金の受入決定

「協議会」での議論を踏まえ、平成24年4月から、動物の愛護及び管理に関する施策に使途を限定した寄付金の受付を開始することを決める。

【スライド 23】

「協議会」での議論内容①

(基本的な考え方について)

- 提言を具現化するには、相応の財源が必要となるが、そのすべてを税金で賄うことは困難である。
- その一方で、動物愛護に使途が限定されるのであるならば寄付を行いたいという声もある。
- そこで、協働の理念を踏まえ、そのような市民の思いを直接、施策に反映できるような仕組みづくりを行うべきである。

【スライド 20】

動物の愛護及び管理に
使途を限定した「寄付金」
の受付開始
(H24. 4～)

【スライド 24】

寄付金の受入状況

4月	2,385,000円 (27件)
5月	2,755,000円 (53件)
6月	230,500円 (12件)
合計	5,370,500円 (92件)

【スライド 25】

基金活用事業の検討①

「協議会」での議論を踏まえて、次の取り組みに充てることをこととなった。

- 野良猫不妊手術費用の一部助成積み増しの取り組み。
- 犬猫の適正飼養に係る普及啓発の取り組み。
- 犬猫の殺処分ゼロを目指すための取り組み。

【スライド 29】

尼崎市動物愛護基金条例の制定 (H23. 7～)

【スライド 26】

基金活用事業の検討②

さらに、一般財源との区分を図るため、次の取り組みに充てることとなった。

- 法令上、明確な義務規定はないが、本市の動物愛護行政を推進していくうえで必要な取り組み。
- 本市の財政状況から、その費用の全部若しくは一部を支出することが困難な取り組み。

【スライド 30】

動物愛護基金条例の制定と公布

平成24年7月

議員提案により、「尼崎市動物愛護基金条例」が制定

平成24年11月

「尼崎市動物愛護基金条例」が公布

【スライド 27】

指標統計

	H21	H22	H23	H24	H25
犬の処分頭数 (子犬再掲)	97 (4)	35 (11)	19 (8)	7 (6)	1 (0)
猫の処分頭数 (子猫再掲)	575 (507)	561 (517)	385 (356)	299 (270)	207 (184)
犬の苦情相談件数	601	473	422	417	355
猫の苦情相談件数	262	254	337	330	306

【スライド 31】

動物愛護基金条例(抜粋)

第1条 所有者が存在しない猫の不妊手術に対する援助の事業その他の動物の愛護に関する事業(以下「事業」という。)の推進を図るため、尼崎市動物愛護基金(以下「基金」という。)を設置する。

第5条 基金は、基金の設置目的を達成するため、市長が必要があると認めるときに限り、処分することができる。

【スライド 28】

基金活用事業の用途①

- **野良猫の不妊手術費用の助成拡充**
一定の要件のもと、野良猫の不妊手術に係る費用を一部助成する。
(助成費用は雌猫1匹について1万円)

【スライド 32】



【スライド 33】



【スライド 37】

基金活用事業の使途②

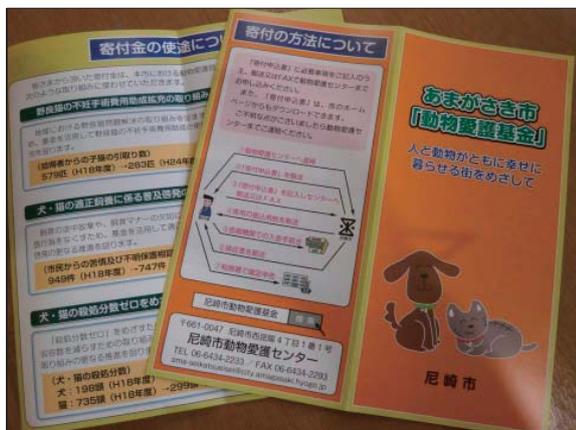
- **動物愛護基金PRパンフレットの作成**
動物愛護基金をPRするためのパンフレットを作成し、駅頭や動物病院、動物愛護センターなどで配布を行う。
(作成部数は8,000部)

【スライド 34】

基金活用事業の使途④

- **適正飼養啓発パンフレットの作成**
犬及び猫の適正飼養啓発パンフレットを作成し、苦情相談や講習会などで活用する。
(作成部数は各2,000部)

【スライド 38】



【スライド 35】

基金活用事業の使途⑤



【スライド 39】

基金活用事業の使途③

- **動物愛護基金PRティッシュの購入**
動物愛護基金をPRするためのポケットティッシュを購入し、駅頭や動物愛護センターなどで配布を行う。
(購入部数は2,000部)

【スライド 36】

基金活用事業の使途⑥

- **収容犬のトリミング**
譲渡事業の促進を図るため、動物愛護センターに収容された犬のトリミングを行う。
(トリミング費用は1頭について2千円)

【スライド 40】



【スライド 41】



【スライド 45】



【スライド 42】



【スライド 46】

課題

- 仕組みを維持するには、継続的に一定金額の寄付金が集まることが前提となるが・・・
- また、寄付金を集めるためには、寄付をしたいと思えるような魅力ある取り組み(結果は勿論)が求められるが・・・
- そもそも、日本には寄付という文化があまり浸透していない・・・

【スライド 43】

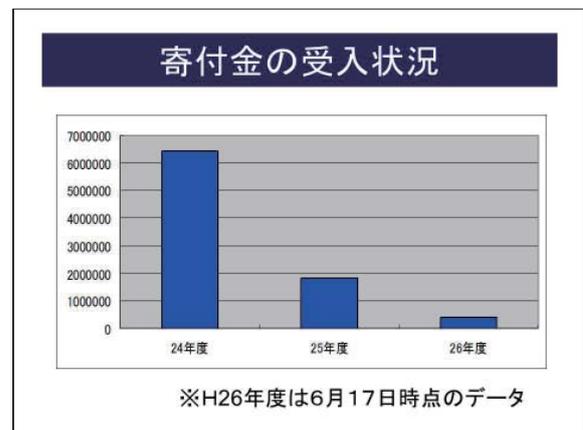


【スライド 47】

広報手段

- ①市報やホームページ
市役所、個人及び民間団体
- ②各種啓発媒体
パンフレット、ポケットティッシュ、封筒の余白、地域の回覧文
- ③口伝え
講習会、ブログ

【スライド 44】



【スライド 48】

寄付金の使途

	H24	H25	H26
野良猫の不妊手術費用の助成拡充	○	○	○
基金PRパンフレットの作成		○	○
基金PRポケットティッシュの購入		○	○
適正飼養啓発パンフレットの作成		○	
収容犬のトリミング		○	○

【スライド 49】

※敬称略

(平成22年度)

○「尼崎市における動物愛護管理行政のあり方検討会議」の委員

大阪府立大学名誉教授 植村興 / 兵庫県動物愛護センター所長 沼田一三、
ホームレス猫不妊運動ネットワーク代表 大参修一 / 尼崎小動物愛護推進協会 瀬戸口敬幸
尼崎市開業獣医師会会長 吉川博敏 / 公募市民 阿鹿麻見子
公募市民 竹本真智子 / 公募市民 寺岡由江

(平成23年度～24年度)

○「尼崎市動物愛護管理推進協議会」の委員

大阪府立大学名誉教授 植村興 / 社会福祉法人尼崎市社会福祉協議会副理事長 藤原軍次
ホームレス猫不妊運動ネットワーク代表 大参修一 / 尼崎小動物愛護推進協会 福井祐子
尼崎市開業獣医師会代表者 吉川博敏 / 公募市民 阿鹿麻見子
公募市民 竹本真智子 / 公募市民 桑畑和子 / 公募市民 三田一三
尼崎市保健所長 郷司純子

(平成25年度～)

○「尼崎市動物愛護管理推進協議会」の委員

大阪府立大学名誉教授 植村興 / 社会福祉法人尼崎市社会福祉協議会常任理事 田中正三
特定非営利活動法人OON副理事長 入江昭子 / 尼崎小動物愛護推進協会 瀬戸口敬幸
一般社団法人尼崎市開業獣医師会理事 笹木真理子 / 公募市民 藤村喜代美
公募市民 上田つた子 / 公募市民 宮庭歌枝 / 公募市民 佐藤由紀子
尼崎市保健所長 郷司純子

(平成22年度～)

○関係団体

一般社団法人尼崎市開業獣医師会 / 特定非営利活動法人OON / 尼崎小動物愛護推進協会

【スライド 53】

今後の課題

社会環境の変化や市民ニーズの多様化などにより、事業予算の確保は年々厳しいものとなっていますが、尼崎市では「人と動物が共に幸せに暮らせる社会」の実現を図るため、「動物の愛護及び管理」という特定目的のために寄付を募り、それらを財源とした施策を推進するという、前例のない取り組みを始めました。

【スライド 50】

尼崎市動物愛護基金

検索

ご清聴ありがとうございました

【スライド 54】

今後の課題

この取り組みを軌道に乗せるためには、多くの方々が継続的に寄付をしていただけるような魅力ある取り組みの推進と、効果的な広報など多くの課題がありますが、協働の仕組みを活用しながら、新たなビジネスモデルとして確立できるよう邁進していきたいと思っております。

【スライド 51】

謝 辞

4年間におよぶ、寄付金を活用した動物愛護管理施策の更なる推進という、前例のない取り組みの実現に、ご協力いただいたすべての方々に、この場を借りて深くお礼申し上げます。

【スライド 52】